

レベル移行の指標について

別添 1

レベル	状況 ※ 令和3年11月8日 国の分科会資料（「新たなレベル分類の考え方」）から抜粋	フェーズ	次のレベルへの移行を決定する指標 ※ 変異株の最新の知見等により、見直すことがある。
0	新規感染者数ゼロを維持できている状態		継続的な感染者の発生
1	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	1	【レベル1→レベル2への移行】 次の指標のいずれかに該当する場合 ア いずれかの保健所管内の人口10万人当たりの新規感染者数が直近7日間の合計で15人以上である場合 イ いずれかの保健所管内の直近7日間合計の新規感染者数が7日間連続で増加した場合 ウ 予測ツールを活用し、「3週間後に必要とされる病床数」がフェーズ1の即応病床数の60%を超えることが見込まれる場合 エ 全県の検査陽性率が7日間移動平均で5%を超えた場合 オ 東京都がレベル2へ移行した場合 カ 県内（千葉市、船橋市及び柏市を含む。）の複数の保健所管内において、公衆衛生上の重要性に鑑み別に定める変異株の感染経路が定かでない感染者が発生した場合
2	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	2	【レベル2→レベル3への移行】 予測ツールを活用し、「3週間後に必要とされる病床数」がフェーズ2の即応病床数の60%を超えることが見込まれる場合
3	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況	3	【レベル3→レベル4への移行】 病床使用率がフェーズ3の確保病床数の85%を超えた場合 （ただし、85%を超えることが見込まれる場合には、国への支援の要請等の準備を早期に進める。）
4	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	+α 3	-

※ 令和3年12月9日現在、別に定める変異株は、オミクロン株とする。